

# 鳥取縣公報

第 貳 拾 六 號  
昭 和 四 年 六 月 廿 八 日  
金 曜 日

## 縣 令

### ◆鳥取縣令第四十四號

氣高郡明治村會議員總選舉ニ必要ナル選舉人名簿ニ關シ町村制第十八條、第十八條ノ二及第十八條ノ四ニ規定セル期日及期間ヲ大正十五年內務省令第二十二號ニ依リ左ノ通定ム

昭和四年六月二十八日

鳥取縣知事 久保 豊 四 郎

第十八條ノ選舉人名簿調製期日ヲ七月一日トス

第十八條ノ二ノ選舉人名簿縦覽期間ヲ七月十日ヨリ七月十六日迄ノ七日間トス

第十八條ノ四ノ選舉人名簿確定期日ヲ八月二十一日トス

### ◆鳥取縣令第四十五號

水利使用料徵收規程中左ノ通改正ス

昭和四年六月二十八日

鳥取縣知事 久保 豊 四 郎

第二條中「常時使用水量」トアルヲ「最大使用水量」ニ改ム

## 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ施行シ昭和四年度ヨリ適用ス

鳥取縣令第四十六號

大正七年一月鳥取縣令第三號農業倉庫補助規程左ノ通改正ス

昭和四年六月二十八日

鳥取縣知事 久保豊四郎

農業倉庫補助規程

- 第一條 農業倉庫及聯合農業倉庫獎勵ノ爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
- 第二條 補助金ハ農業倉庫業者又ハ聯合農業倉庫業者農業倉庫又ハ聯合農業倉庫ヲ新築、増築、改築又ハ移築シ若ハ買入レムトスル費用ニ對シ六割以内ノ範圍ニ於テ之ヲ交付ス但左記各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス
  - 一 新ニ農業倉庫又ハ聯合農業倉庫ヲ開始セムトスルモノニシテ倉庫ノ總建坪三十坪ニ滿タサルモノ
  - 二 新築、増築、改築、買入又ハ移築ニ要スル費用ニシテ縣ニ於テ査定セル金額左ノ額ニ達セサルモノ
- 新築費、増築費 千五百圓
- 改築費、移築費 千圓
- 買入費 千圓
- 第三條 新築、増築、改築又ハ移築ノ仕様書若ハ買入レムトスル倉庫ノ構造不適當ト認ムルモノ
- 第四條 既ニ縣費ノ補助ヲ受ケタル倉庫ヲ買入ルモノ
- 第五條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ左ノ事項ヲ具シ前年度七月末日迄ニ知事ニ申請スヘシ

- 一 工事又ハ買入レニ關スル收支豫算書
- 二 倉庫ノ位置、棟數、建坪並倉庫經營ニ要スル敷地ノ面積
- 三 建物ノ圖面(縮圖百分ノ一ノ平面圖、正面圖、側面圖及二十分ノ一ノ斷面圖)並周圍六十間以内ノ見取圖
- 第四條 工事仕様書又ハ買入レヲ爲スモノニ在リテハ構造ノ概要及建築ノ時期並倉庫所有者ト農業倉庫業者又ハ聯合農業倉庫業者トノ關係
- 第五條 工事ノ著手及竣工又ハ買入レノ豫定期日
- 第六條 事業開始豫定期日(未タ農業倉庫業者又ハ聯合農業倉庫業者ヲ開始セサルモノニ限ル)
- 第七條 前條各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ未タ補助ノ指令ヲ受ケサル場合ハ直ニ届出既ニ補助ノ指令ヲ受ケタル後ハ知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 第八條 補助ノ指令ヲ受ケタル倉庫ニ對シテハ其ノ工事中縣ノ官吏若ハ吏員ヲ派遣シ検査セシムルコトアルヘシ
- 第九條 補助ノ指令ヲ受ケタル者工事竣工シタルトキハ其ノ出來形説明書及費用ノ決算書買入レニアリテハ所有權取得ヲ證スル書面及費用ノ決算書ヲ添ヘ其ノ旨知事ニ報告シ検査ヲ受クヘシ
- 第十條 補助金ノ交付ヲ受ケタル倉庫ニ對シテハ縣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ模様替又ハ修繕ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十一條 補助金ノ交付ヲ受ケタル農業倉庫業者又ハ聯合農業倉庫業者カ補助金ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ十箇年以内ニ於テ其ノ事業ヲ廢止シ若ハ一箇年以上休止セムトスルトキ又ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル倉庫ヲ讓渡、交換、貸與シ若クハ擔保ニ供セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ補助ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

一 第四條又ハ第八條ニ違背シ若ハ第七條ノ命令ニ服セサルトキ

二 虚偽ノ行爲ニ依リ補助金ノ交付ヲ受ケ若ハ不都合ノ行爲アリト認メタルトキ

三 事業ノ成績不良ト認メタルトキ

第十條 本規程ニ依リ提出スル書類ハ主タル事務所所在地ノ市役所及町村役場ヲ經由スヘシ

第十一條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 本規程施行前交付シタル補助金ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

告示

◆鳥取縣告示第七十二號

日野郡根雨町耕地整理組合長、同副長共關員ニ付左ノ通臨時代理者ヲ指定セリ

鳥取縣知事 久保豊四郎

日野郡根雨町大字板井原  
長 尾 文 藏

◆鳥取縣告示第七十三號

東伯郡小鴨村東鴨耕地整理共同施行設計書變更ノ件認可セリ

鳥取縣知事 久保豊四郎

昭和四年六月廿八日印刷

昭和四年六月廿八日發行 (定價小口一枚參厘四毛)

發行 者 鳥取縣鳥取市東町  
印刷 者 鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
松江刑務所鳥取支所